

令和5年度 松山市会計年度任用職員（フルタイム母子支援員）採用試験実施要領

令和5年4月25日

松山市会計年度任用職員（フルタイム母子支援員）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
フルタイム母子支援員	1人程度	松山市母子生活支援施設（小栗寮） （松山市小栗七丁目1番32号）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- 入所者の生活支援、就労支援
- 児童の養育に関する相談、助言及び指導
- 関係機関との連絡調整その他母子の自立に向けた支援全般及び世帯の状況把握
- その他寮の管理運営に必要な業務等

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

- ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- イ 保育士の資格を有する者
- ウ 社会福祉士の資格を有する者
- エ 精神保健福祉士の資格を有する者
- オ 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令の規定による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

- (2) 次のアからオまでに該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 申込受付期間等

申込方法	申込受付期間
直接提出	令和5年4月25日（火）～令和5年11月2日（木） ※祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
郵送	令和5年4月25日（火）～令和5年11月5日（日）（消印有効）

（注）採用予定人数の採用者が決定次第、申込受付を終了します。

5 試験日時、試験会場等

毎月5日（郵送による申込みの場合は消印有効）**までに申込みをした方に対し、試験日時、試験会場等の詳細を通知します。**

試験日は当該月の中旬に実施し、合格発表は当該月の下旬の予定です。

6 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物についての個別面接	約15分

7 申込方法

A4判（A3判2つ折り可）の履歴書（必要事項を記入し、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。）及び**志望動機**（A4判400字程度で作成してください。様式は不問です。）を**子育て支援課に直接提出**し、又は**簡易書留**（封筒の表に「母子支援員採用試験申込み」と朱書きしてください。）で送付してください。

8 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（フルタイム母子支援員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和5年6月1日以後、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和6年3月31日までです。

9 勤務条件

(1) **勤務時間等** 勤務形態は4週8休制とし、次の勤務区分をシフト制・交替制で勤務します。

勤務区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務 (土曜日、日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季の長期休みを除く。)	午前7時00分 ～午後3時45分	午前11時00分 ～午後0時00分
早出勤務 (土曜日、日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季の長期休みに限る。)	午前8時00分 ～午後4時45分	午後0時30分 ～午後1時30分
中出勤務	午前9時00分 ～午後5時45分	午後1時00分 ～午後2時00分
遅出勤務	午後0時30分 ～午後9時15分	午後4時30分 ～午後5時30分

(2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、交替で休日を取得します。

(3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、給料の支給日は、原則として、毎月21日です。

給料	諸手当
月額190,700円 (令和5年4月1日現在)	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当（6箇月を超えて勤務した場合に限る。）等

備考 昇給はありません。

(5) **任用期間** 令和6年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和8年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。

※1 「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

※2 療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) **条件付採用** 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。

(7) **保険等** 健康保険(愛媛県市町村共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償制度

※ 6箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。

(8) **兼業** 任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることができません。

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

10 注意事項

(1) 指定された日時に試験会場に集合してください。

(2) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。

(3) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(4) 履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(5) 台風などの非常災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

(6) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに子育て支援課にお問い合わせください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 保健福祉部 子育て支援課 総務・ひとり親福祉担当

電話 089-948-6418